

第26回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【5 / 4 知事訓示】

【現在の対策】

- 県民及び事業者の皆様には、感染拡大防止の取組みに御協力いただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。
- 現在、本県が行っている新型コロナウイルス感染症対策は、次のとおりです。
- まず、熊本市と有明保健所管内にお住まいの方などに対し、不要不急の外出を控えていただくようお願いしています。
- また、4月29日から5月12日まで、熊本市中心部の酒類提供飲食店に対し、午後9時までの営業時間の短縮を要請しています。
- それに伴い、熊本市中心部への午後9時以降の外出は、厳に控えていただくようお願いしています。
- そのため、現在は、熊本市と協力し、熊本市中心部の酒類提供飲食店の見回り活動を行い、感染防止対策の徹底と時短要請への御協力をお願いしております。
- 皆様方の御協力により、夜の繁華街の人流も減少しつつあるところです。

【福岡県の対策強化】

- このような対策を進める中、感染拡大が著しい福岡県が「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請するとともに、昨日、県独自の対策を強化するとの発表がありました。

- その中で、5月6日から5月19日まで、福岡市及び久留米市の飲食店は午後8時までの、大牟田市を含むその他の地域の飲食店は午後9時までの、営業時間の短縮を要請されました。
- 大牟田市は、荒尾市などと生活圏が一体であり、大牟田市において、飲食店の営業時間が短縮された場合、荒尾市をはじめとする有明保健所管内への人流が増加することが想定されます。

【有明保健所管内の感染者分析】

- また、有明保健所管内においては、感染者数が高止まりしており、4月25日から5月1日までの人口10万人当たりの陽性者数は、39.8人となっています。
- さらに、県外が関係する感染も引き続き発生しており、大牟田市からの人流が増加すると、感染が更に拡大するおそれがあります。
- そのため、昨日の福岡県の対策強化を踏まえ、本県としても、直ちに、本県独自の新たな対策を実施することといたします。

【営業時間短縮の要請】

- まず、5月6日から5月19日まで、有明保健所管内の荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の酒類提供飲食店に対し、午後9時までの営業時間の短縮を要請します。
- 営業時間の短縮に御協力いただいた事業者の皆様には、協力金をお支払いします。
- 有明保健所管内の事業者の皆様には、管内での感染拡大を抑え込むための重要な対策であることを御理解いただき、御協力をお願いいたします。

【外出自粛の要請】

- また、それに伴い、有明保健所管内にお住まいの方に対しては、不要不急の外出を控えていただくようお願いしていますが、午後9時以降の外出については、厳に控えていただくようお願いいたします。

【今後の対策の方針】

- なお、現在お願いしている、熊本市中心部の酒類提供飲食店の時短要請などについては、対策の効果や感染状況などを確認し、5月10日に終了・延長・強化の判断をいたします。
- ただし、感染状況が急激に悪化した場合などは、5月10日を待たずして、その時点で判断します。

【結び】

- ゴールデンウィークも後半となりました。
- 県民の皆様には、今年のゴールデンウィークは、それぞれの御家庭において、穏やかに過ごしていただくようお願いしておりますが、引き続き御協力をお願いいたします。

(以上)